議会活性化特別委員会報告書

資　料　集

平成 27 年6月 19 日

可　児　市　議　会

議会活性化特別委員会

目　次

表．１　議会活動の範囲について
（平成 22 年議会改革調査研究プロジェクトチーム検討資料）

表．２　可児市議会　議員活動分類表
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．３　可児市議会　議員活動分類表
（第６回議会活性化特別委員会提出資料）

表．４　議員活動記録　平成 26 年 12 月分集計表
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．５　議員活動記録　平成 27 年２月分集計表
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．６　議員活動記録　平成 27 年３月分集計表
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．７　議長活動記録　平成 26 年３月分集計表
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．８　全国類似団体（人口 9 万～11 万）議員定数・報酬等一覧
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．９　岐阜県　市議会議員　定数報酬（平成 24 年 12 月 31 日現在）
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．10　人口と議員定数
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．11　面積と議員定数
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．12　財政規模（普通会計）と議員定数
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．13　財政力指数と議員定数
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．14　３常任委員会の平成 26 年度審査実績等および平成 27 年度審査内容等
（第７回議会活性化特別委員会提出資料）

表．15　人口と議員報酬
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．16　政務活動費と議員報酬
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．17　財政規模（普通会計）と議員報酬
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．18　財政力指数と議員報酬
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．19　市長、副市長、教育長給与と議員報酬比較表
（平成 26 年８月　議会運営委員会答申資料より）

表．20　議員報酬についての比較
（第８回、第９回議会活性化特別委員会提出資料）

表．21　平成 26 年職種別民間給与実態調査の概要から抜粋
（第９回議会活性化特別委員会提出資料）

表．22　市民意見の取り込みについて（意見交換の結果）
（第 12 回議会活性化特別委員会提出資料）

議会活動の範囲（領域A：本会議・委員会　領域B：議会全員協議会以外）領域C

平成22年議会改革調査研究プロジェクトチーム検討資料

表．1

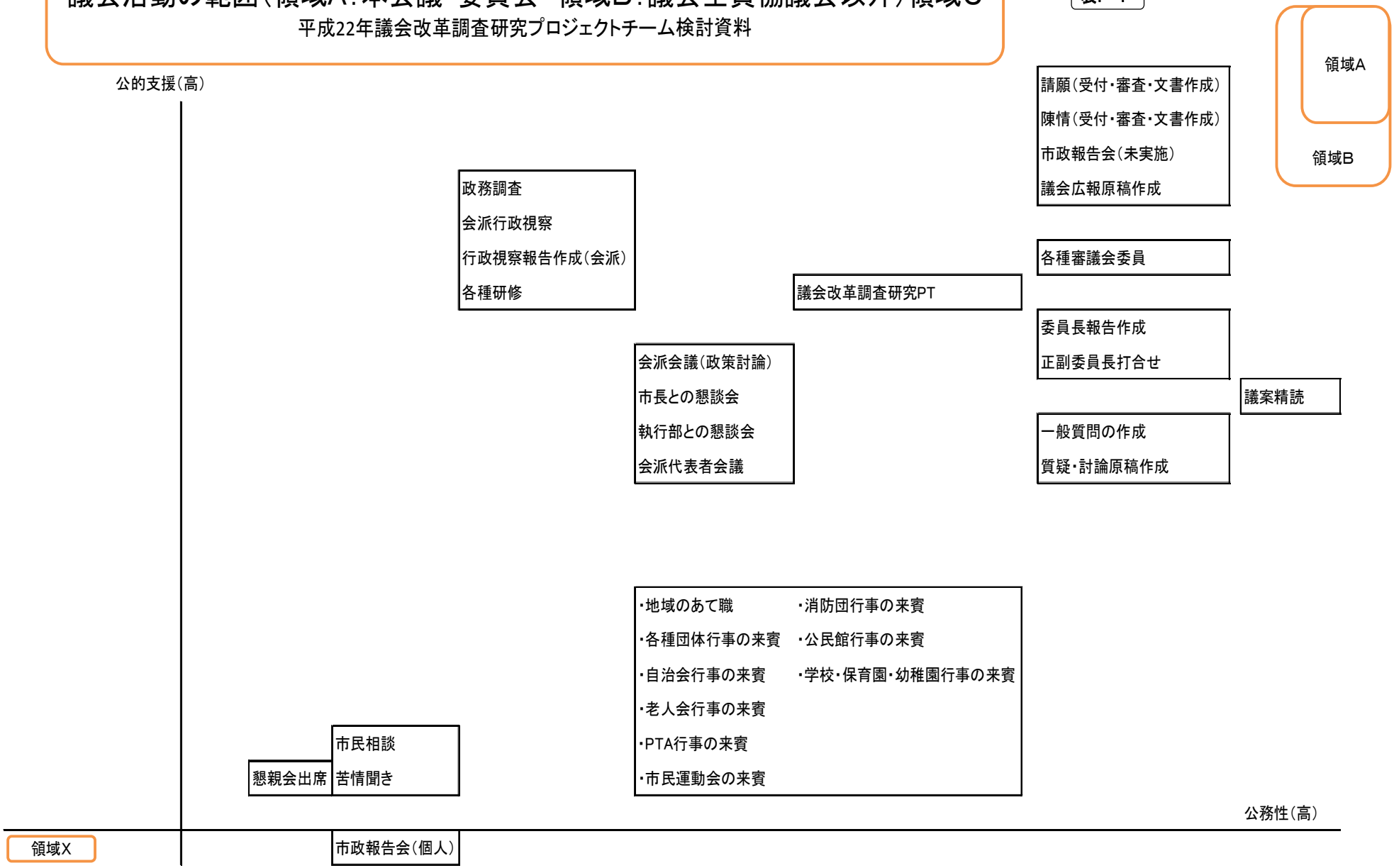

可児市議会　議員活動分類表

h25.12.1より適用

表．２

番号	活　動　名	内　　容	備　　考
1	本会議		
2	委員会	常任委員会、特別委員会、議会運営委員会	
3	1～2以外の会議規則に基づく会議	議会全員協議会、正副委員長会議、会派代表者会議、議会報告会実施会議	
4	議員派遣、委員派遣等	会議規則に基づき派遣された用務（議会報告会、委員会視察、議長会議員研修会)など	
5	正副議長、委員長公務	行事等出席依頼公務、充職としての各種団体の役員としての用務（代理出席を含む）	
6	1～3の会議に付随する用務	1～3の会議に伴う打ち合わせ、広報取材・原稿作成など	
7	1～3以外の議会における会議	プロジェクトチーム会議、委員会協議会、議員間勉強会	
8	議会選出議員としての公職用務	各種審議会、各組合議会、各種委員会・会議での議会選出議員としての公職用務	
9	1～8の会議に付随する個人用務	議案等の精読、質問、質疑、討論の準備、文献資料調査、これらの会議の傍聴	
10	請願、陳情に関係する用務	議員又は会派が地域や団体から申請される請願、陳情に対して行う活動	
11	会派活動	所属会派の構成員として行う諸活動（会派会議など）	
12	市民、各種団体からの聴き取り、会合	議員又は会派が市民の意見や要望を聴きとるために行う活動	
13	現地調査、視察、研修、それらに伴う事務	議員又は会派が地域課題の把握や解決のために市内外の現地・現場へ出向いて行う活動（会派視察を含む）及びそれに伴う報告書作成や諸事務、これらの関係会議の傍聴	
14	市、県、国、他行政関係団体からの聞き取り、会合	議員又は会派が地域課題の把握や解決のために行政関係者から説明を受けたり、意見交換を行う活動	
15	市公的行事	式典、総会、イベント等で可児市が主催、共催、協賛するもの	
16	市以外公的行事	式典、総会、イベント等で国や岐阜県、その他市内の公的団体が主催、共催、協賛するもの	
17	15,16以外の行事	式典、総会、イベント等で各種団体が主催するもの	
18	政党活動	所属政党の党員として行う諸活動	
19	後援会活動	議員個人の後援会に関わる諸活動	
20	選挙活動	自己の選挙運動のほか、各種選挙での他の候補者の応援も含む	
21	その他	上記のいずれにもあてはまらない議員活動	

表．３

可児市議会　議員活動分類表（平成27年1月27日　議会活性化特別委員会決定）

分類	番号	活　動　名	内　　容
法令等で定める議会活動	1	本会議	
	2	委員会	常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
	3	1～2以外の会議規則に基づく会議	議会全員協議会、正副委員長会議、会派代表者会議、議会報告会実施会議
	4	議員派遣、委員派遣	会議規則に基づき派遣された用務（議会報告会、委員会視察、 議長会議員研修会)など
	5	正副議長、委員長公務	行事等出席依頼公務、充職としての各種団体の役員としての用務（代理出席を含む）
その他の議会活動	6	1～3以外の議会における会議	プロジェクトチーム会議、委員会協議会、議員間勉強会、委員会懇談会など
法令等で定める議員活動	7	政務活動費による活動	政務活動費による活動
	8	請願、陳情に関係する活動	地域や団体から申請される請願、陳情に対して行う活動
	9	議会選出議員としての公務	各種審議会、各組合議会、各種委員会・会議での議会選出議員としての公職用務
公務性を伴う議員活動	10	1～9に関係する公的用務	1～9の会議に伴う打ち合わせ、協議、広報取材など
	11	1～9に関係する個人用務	議会活動に対する議案等の精読、質問、質疑、討論などの準備やそれぞれの議員活動に伴う調査、研究、諸事務および関係する会議の傍聴、自己啓発活動 など
	12	会派活動（7番を除く）	所属会派の構成員として行う諸活動（会派会議、諸事務など）
	13	市民・団体等に対する活動	・市民や各種団体から意見や要望を聴きとるための活動
			・地域課題の把握や解決のために市内の現場や市外の関係する場所へ出向いて行う活動
			・地域課題の把握や解決のために行政をはじめ関係諸団体から説明を受けたり、意見交換を行う活動
	14	公的行事への出席	・式典、総会、イベント等で可児市が主催、共催、協賛するもの
			・式典、総会、イベント等で国や県、他市町村が主催、共催、協賛するもの
その他の議員活動	15	-1　公的行事以外の行事への出席	任意の各種団体が主催する行事への出席
		-2　政治活動	・所属政党の党員として行う諸活動
			・議員個人の後援会に関わる諸活動
			・自己の選挙運動のほか、他の候補者の選挙活動も含む
		-3　その他	上記のいずれにもあてはまらない議員活動（ボランティア、地域活動、社会活動など）

表. 4

議員活動記録　平成25年12月分集計表

	本会議	委員会	その他の会議	議員派遣等	正副議長・委員長公務	会議付随用務	1～3以外の会議（PT、勉強会）	各種審議会・組合議会等	会議付随用務（個人）	請願、陳情、要望	会派活動	市民、各種団体会合・聞き取り	現地調査、視察、研修、付随事務	市、県、国、他行政関係団体	市公的行事	市以外公的行事	公的以外の行事	政党活動	後援会活動	選挙活動	その他	1～16の計	17～21の計
分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	計
A	12.00	5.75	0.00	0.00	14.50	6.25	2.50	2.50	11.50	4.75	6.50	10.75	0.00	3.25	3.25	0.00	1.50	3.25	7.50	0.00	8.50	83.50	20.75
B	12.75	9.25	0.00	0.00	1.50	12.75	4.50	1.25	36.50	0.00	3.25	0.00	7.75	3.50	1.50	1.25	5.75	41.75	0.00	0.00	4.75	95.75	52.25
C	12.00	8.75	0.00	0.00	0.00	8.00	2.50	0.00	15.50	0.00	3.00	5.50	0.00	0.00	3.75	3.50	22.50	4.50	0.00	0.00	5.50	62.50	32.50
D	13.25	11.25	0.00	0.00	0.00	14.50	1.50	1.75	17.25	0.00	0.00	1.50	1.75	2.00	7.50	3.75	8.25	3.00	0.00	0.00	25.00	76.00	36.25
E	12.50	5.50	0.00	0.00	0.00	11.25	4.25	3.75	32.00	2.00	6.00	11.50	10.25	1.50	1.75	0.00	21.75	10.75	42.75	0.00	24.00	02.25	99.25
平　均	12.50	8.10	0.00	0.00	3.20	10.55	3.05	1.85	22.55	1.35	3.75	5.85	3.95	2.05	3.55	1.70	11.95	12.65	10.05	0.00	13.55	84.00	48.20

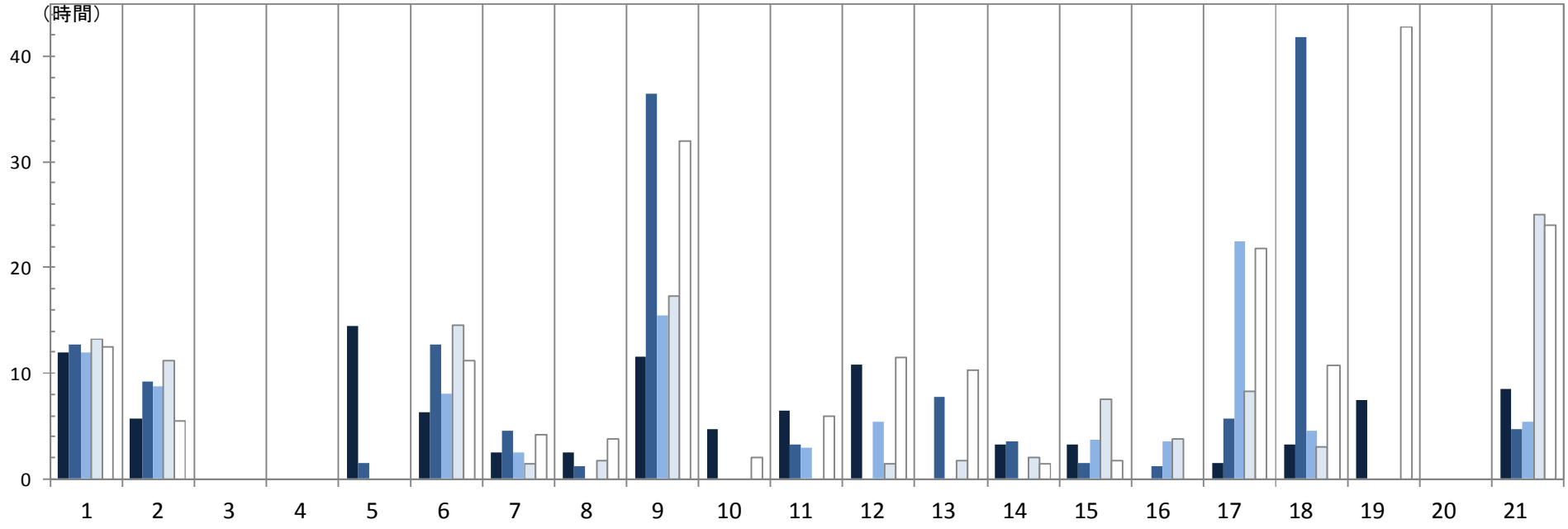

各分類ごと･各議員ごとの活動時間

議員活動記録　平成26年2月分集計表

表. 5

	本会議	委員会	その他の会議	議員派遣等	正副議長・委員長公務	会議付随用務	1～3以外の会議（PT、勉強会）	各種審議会・組合議会等	会議付随用務（個人）	請願、陳情、要望	会派活動	市民、各種団体会合・聞き取り	現地調査、視察、研修、付随事務	市、県、国、他行政関係団体	市公的行事	市以外公的行事	公的以外の行事	政党活動	後援会活動	選挙活動	その他	1～16の計	17～21の計
分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	計
A	1.50	11.50	1.00	23.50	29.00	4.75	7.75	0.00	16.25	0.00	28.75	3.00	2.00	2.00	1.75	0.00	2.75	0.00	0.00	0.00	7.50	132.75	10.25
B	1.50	18.25	1.00	18.00	0.00	18.50	3.00	0.00	8.00	1.50	7.75	2.00	28.00	0.00	0.00	0.00	0.00	30.50	0.00	0.00	5.00	107.50	35.50
C	2.00	14.00	4.00	21.75	0.00	9.50	3.75	0.00	53.00	2.50	12.75	24.50	1.50	0.00	4.00	0.75	7.00	10.00	5.25	0.00	11.75	154.00	34.00
D	1.75	15.25	1.00	0.00	0.00	3.00	10.25	0.50	22.75	2.00	0.50	1.50	0.00	1.50	3.00	9.00	2.25	1.00	0.00	0.00	1.00	72.00	4.25
E	1.50	9.50	1.00	20.50	0.00	2.75	12.75	2.00	57.00	0.00	1.00	2.50	5.50	2.25	0.75	1.00	20.00	1.50	1.50	0.00	33.75	120.00	56.75
平　均	1.65	13.70	1.60	16.75	5.80	7.70	7.50	0.50	31.40	1.20	10.15	6.70	7.40	1.15	1.90	2.15	6.40	8.60	1.35	0.00	11.80	117.25	28.15

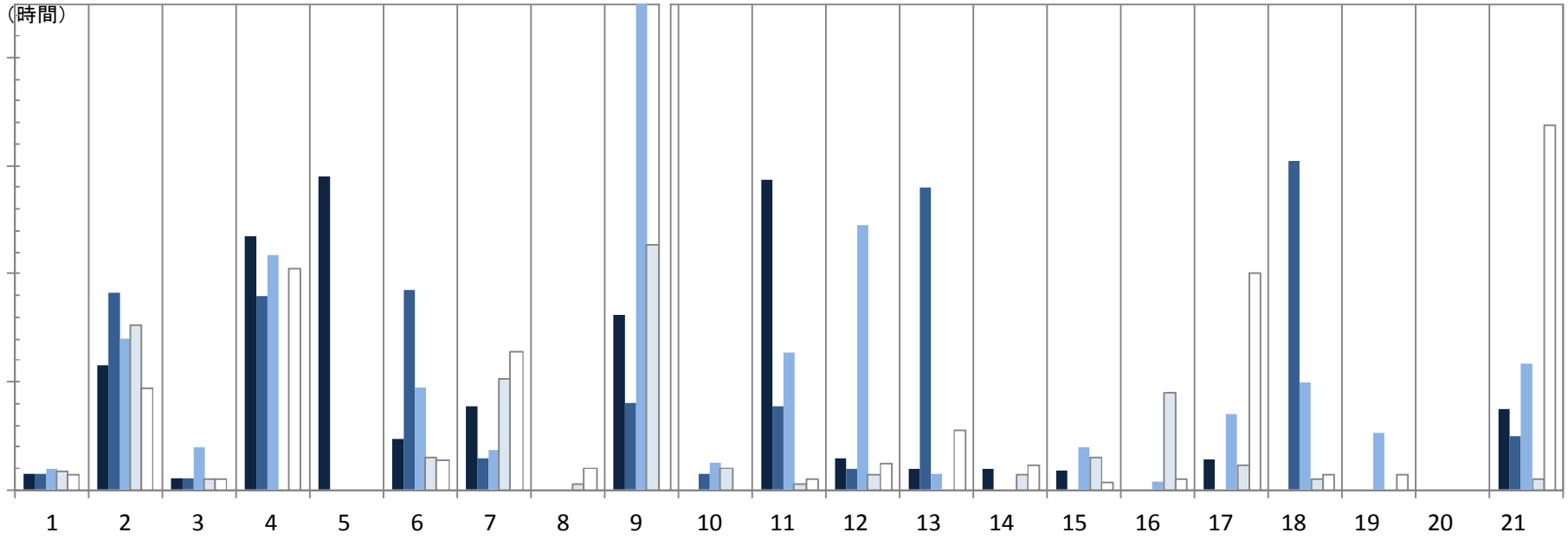

各分類ごと･各議員ごとの活動時間

議員活動記録　平成26年3月分集計表

表．6

	本会議	委員会	その他の会議	議員派遣等	正副議長・委員長公務	会議付随用務	1～3以外の会議（PT、勉強会）	各種審議会・組合議会等	会議付随用務（個人）	請願、陳情、要望	会派活動	市民、各種団体会合・聞き取り	現地調査、視察、研修、付随事務	市、県、国、他行政関係団体	市公的行事	市以外公的行事	公的以外の行事	政党活動	後援会活動	選挙活動	その他	1～16の計	17～21の計
分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	計
A	8.75	20.25	8.50	0.00	19.25	4.00	3.50	1.50	13.75	0.00	23.25	8.00	1.25	2.50	14.50	0.00	14.50	0.00	0.00	0.00	3.50	129.00	18.00
B	12.00	19.00	1.25	0.00	0.00	22.75	4.25	3.25	4.00	0.00	7.50	0.00	0.00	2.25	2.25	3.00	0.00	12.75	0.00	0.00	0.00	81.50	12.75
C	11.50	24.00	4.00	3.75	0.00	12.00	4.50	2.50	27.50	0.75	11.00	6.25	0.00	0.00	6.75	1.25	27.00	0.00	0.00	0.00	14.75	115.75	41.75
D	9.75	23.75	4.75	0.00	0.00	23.75	4.75	1.00	26.00	0.00	5.25	0.00	0.00	7.00	2.25	13.75	4.25	0.00	0.00	0.00	12.75	122.00	17.00
E	9.00	16.25	7.50	0.00	0.00	36.25	5.25	0.00	24.75	0.00	11.75	5.50	0.00	0.00	9.00	4.50	12.50	23.75	1.25	0.00	54.25	129.75	91.75
平　均	10.20	20.65	5.20	0.75	3.85	19.75	4.45	1.65	19.20	0.15	11.75	3.95	0.25	2.35	6.95	4.50	11.65	7.30	0.25	0.00	17.05	115.60	36.25

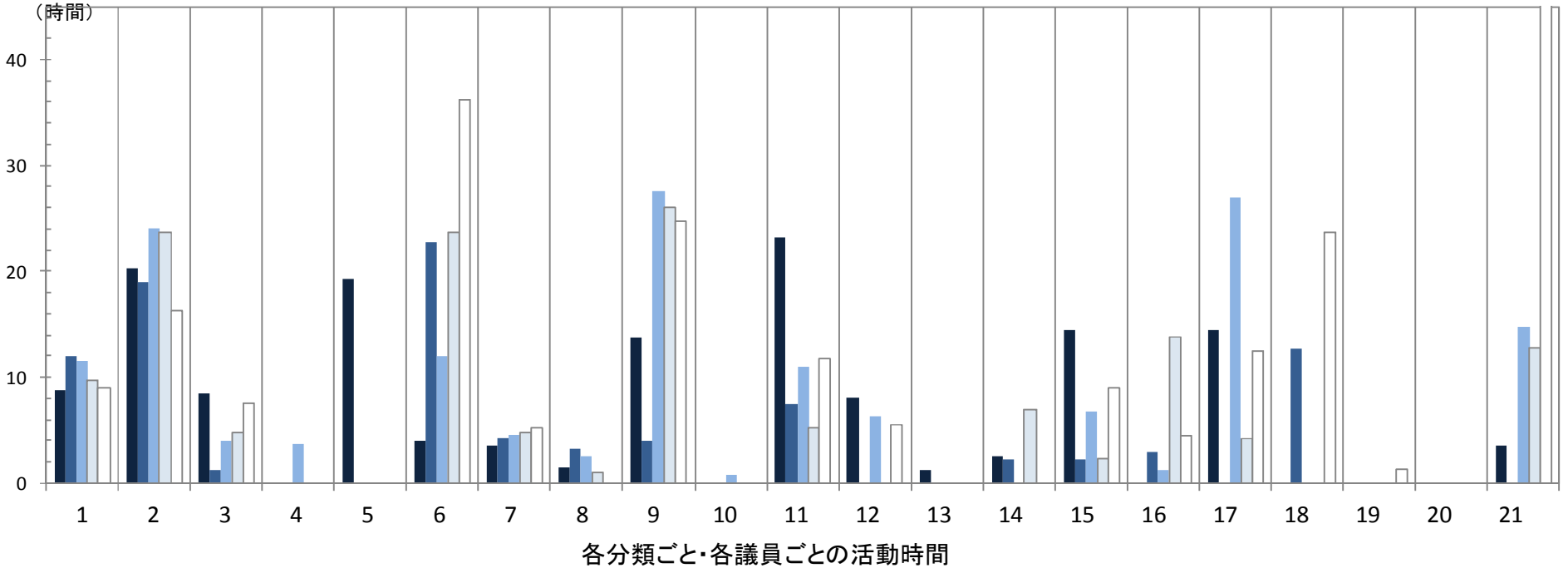

各分類ごと･各議員ごとの活動時間

表．７

議長活動記録　平成26年3月分集計表

	本会議	委員会	その他の会議	議員派遣等	正副議長・委員長公務	会議付随用務	1～3以外の会議（ＰＴ、勉強会）	各種審議会・組合議会等	会議付随用務（個人）	請願、陳情、要望	会派活動	市民、各種団体会合・聞き取り	現地調査、視察、研修、付随事務	市、県、国、他行政関係団体	市公的行事	市以外公的行事	公的以外の行事	政党活動	後援会活動	選挙活動	その他	1～16の計	17～21の計
分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	計
議　長	16.00	28.00	0.00	0.00	117.25	0.00	0.00	2.00	0.00	0.00	1.00	3.50	1.50	0.00	0.00	0.00	5.50	4.00	0.00	0.00	3.50	69.25	13.00

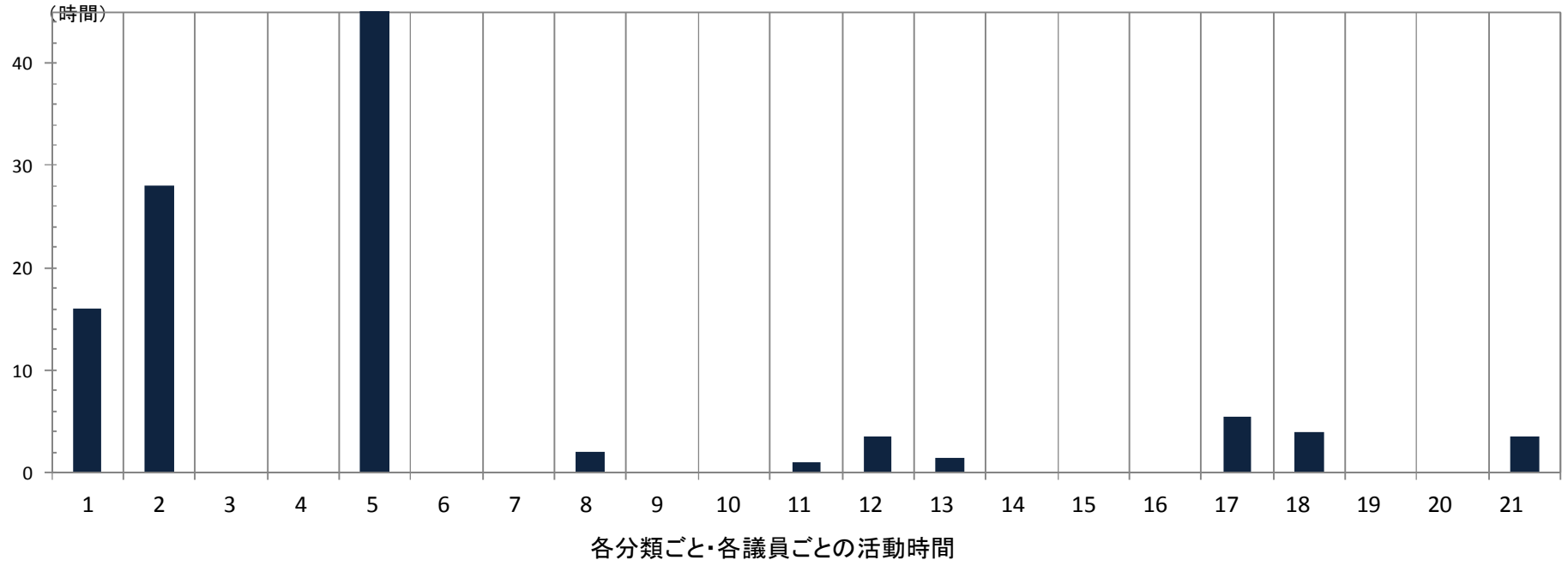

各分類ごと･各議員ごとの活動時間

全国類似団体（人口9万～11万人）議員定数・報酬等一覧

表．8

	都道府県名	市名	H22国勢調査人口（人）	面積	普通会計歳入決算（億円）	財政力指数	順位	議員数等（人）				常任委員会数					報酬（円）					議員の年齢			職員数		期末手当（ヶ月分）			年収（円）	費用弁償会議出席（円）	政務活動費（円）	
								法定	条例	差	現員	右以外	定数1	定数2	予算決算	定数	議長	副議長	委員長	副委員長	議員	最少	平均	最高		内消防	夏期	年末	加算率	議員		1人年額	交付先
1	大阪府	池田	104,229	22.09	368	0.86	160	34	23	▲ 11	22	4	6	5			700,000	640,000			600,000				617	103	1.875	2.025	0.20	10,008,000	0	720,000	会派・議員
2	兵庫県	芦屋	93,238	18.57	371	0.91	117	30	22	▲ 8	22	3	7	8			698,000	618,000			560,000	39	55	74	670	91	1.90	2.05	0.20	9,374,400	0	840,000	会派・議員
3	大阪府	貝塚	90,519	43.99	306	0.69	322	30	18	▲ 12	20	3	7	6			620,000	590,000			550,000	31	52	63	566	83	1.875	2.025	0.20	9,174,000	0	360,000	個人
4	兵庫県	高砂	93,901	34.40	318	0.93	102	30	22	▲ 8	22	3	8				629,000	575,000			522,000				658	95	1.875	2.025	0.00	8,299,800	0	300,000	会派・議員
5	石川県	小松	108,433	371.13	445	0.70	311	34	24	▲ 10	24	4	6				620,000	550,000			520,000	31	52	67	733	697	1.40	1.55	0.40	8,387,600	0	840,000	個人
6	福岡県	春日	106,780	14.15	289	0.71	300	34	20	▲ 14	20	3	6	8			589,200	515,400	480,500		470,600	40	55	68	364	0	1.40	1.55	0.15	7,243,711	1,000	150,000	※1
7	岡山県	津山	106,788	506.36	462	0.54	468	34	28	▲ 6	27	4	7				555,000	515,000			465,000	46	59	67	782	0	1.75	1.85	0.15	7,505,100	0	696,000	個人
8	愛知県	東海	107,690	43.36	449	1.35	4	34	24	▲ 10	24	3	8				545,000	496,000			463,000	41	57	70	785	116	1.40	1.55	0.45	7,536,483	0	216,000	会派
9	福岡県	大野城	95,087	26.88	311	0.79	228	30	20	▲ 10	20	3	6	8	1	10	568,000	507,000	472,000		462,000	25	56	71	370	0	1.40	1.55	0.20	7,179,480	2,500	360,000	会派・議員
10	愛知県	江南	99,730	30.17	276	0.84	178	30	22	▲ 8	22	3	7	8			532,000	485,000			460,000	31	61	72	587	106	1.40	1.55	0.45	7,487,650	0	150,000	会派
11	沖縄県	浦添	110,351	19.27	382	0.73	283	34	27	▲ 7	27	4	7	6			539,000	482,000			454,000	30	53	65	702	95	1.40	1.55	0.20	7,055,160	1,500	240,000	会派
12	福岡県	糸島	98,435	216.15	328	0.52	492	30	24	▲ 6	23	3	8				537,000	483,000	461,000		452,000				519	98	1.40	1.55	0.25	7,090,750	※1	330,000	個人
13	福岡県	筑紫野	100,172	87.78	325	0.75	258	34	22	▲ 12	22	3	7	8			540,000	480,000	460,000		450,000	39	61	76	418	0	1.40	1.55	0.20	6,993,000	1,500	360,000	会派・議員
14	福岡県	宗像	95,501	119.66	325	0.60	415	30	20	▲ 10	20	3	7	6			533,000	474,000	449,000		441,000				375	0	1.40	1.55	0.20	6,853,140	0	264,000	個人
15	京都府	亀岡	92,399	224.90	338	0.59	428	30	26	▲ 4	26	3	8				560,000	490,000			440,000	33	55	70	531	0	1.40	1.55	0.15	6,772,700	0	180,000	会派・議員
15	大阪府	泉佐野	100,801	56.36	389	0.97	80	34	20	▲ 14	17	2	10				496,000	464,000			440,000	31	55	71	682	143	1.90	2.05	0.20	7,365,600	0	600,000	会派・議員
17	神奈川県	伊勢原	101,039	55.52	291	1.03	41	34	21	▲ 13	21	3	7				544,000	469,000			435,000	33	55	69	659	121	1.85	2.05	0.20	7,255,800	0	240,000	会派
18	千葉県	鎌ケ谷	107,853	21.11	305	0.79	228	34	24	▲ 10	24	3	8				505,000	455,000			430,000	31	58	72	643	139	1.90	2.05	0.15	7,113,275	0	240,000	会派
19	広島県	三原	100,509	471.13	451	0.64	375	34	28	▲ 6	28	4	7				530,000	475,000			428,000				866	159	1.90	2.05	0.20	7,164,720	※1	300,000	会派
20	富山県	射水	93,588	109.18	412	0.68	334	30	22	▲ 8	26	9	8				515,000	456,000			427,000	38	60	72	712	114	1.40	1.55	0.40	6,887,510	2,200	360,000	個人
21	三重県	伊賀	97,207	558.17	482	0.66	357	30	24	▲ 6	24	3	8		2	22	530,000	467,000			423,000	29	55	72	991	170	1.60	1.70	0.20	6,751,080	0	240,000	個人
22	栃木県	鹿沼	102,348	490.62	407	0.72	290	34	26	▲ 8	25	4	7	6			530,000	445,000			420,000	37	57	68	840	121	1.40	1.55	0.45	6,836,550	0	336,000	会派
23	岐阜県	高山	92,747	2177.67	515	0.53	484	30	24	▲ 6	24	3	8				488,000	442,000			416,000	43	59	70	814	147	1.875	2.025	0.20	6,938,880	0	200,000	会派・議員
23	岐阜県	関	91,418	472.84	404	0.63	389	30	25	▲ 5	24	3	8	9			468,000	437,000			416,000	50	62	72	664	0	1.90	2.05	0.20	6,963,840	0	120,000	会派
25	北海道	室蘭	94,535	80.65	438	0.64	375	30	22	▲ 8	22	3	7	8			480,000	450,000			415,000	29	55	72	570	147	1.875	2.025	0.15	6,841,275	※1	240,000	会派・議員
26	茨城県	取手	109,651	69.96	357	0.83	185	34	26	▲ 8	26	3	9	8			494,000	444,000			411,000	32	54	72	769	163	1.40	1.55	0.15	6,326,318	0	100,000	会派・議員
27	長野県	飯田	105,335	658.73	457	0.54	468	34	23	▲ 11	23	3	7	8			499,000	436,000			407,000	42	58	65	732	0	1.40	1.55	0.45	6,624,943	※1	140,000	会派・議員
28	埼玉県	東松山	90,099	65.33	282	0.86	160	30	21	▲ 9	21	3	7				470,000	417,000	412,000		402,000	25	53	70	475	0	2.10	2.15	0.20	6,874,200	0	180,000	会派
29	福井県	坂井	91,900	209.91	350	0.69	322	30	26	▲ 4	23	3	8	9			490,000	420,000			400,000	36	59	73	715	0	1.40	1.55	0.20	6,216,000	0	600,000	会派
29	岐阜県	可児	97,436	87.60	288	0.88	144	30	22	▲ 8	21	4	7	8	1	20	480,000	425,000	410,000		400,000	37	53	75	447	0	1.90	2.05	0.20	6,696,000	0	240,000	会派・議員

	都道府県名	市 名	H22 国勢調査人口(人)	面 積	普通会計歳入決算(億円)	財政力指数	順位	議員数等(人)				常任委員会数					報 酬(円)					議員の年齢			職員数		期末手当(ヶ月分)			年収(円)	費用弁償会議出席(円)	政務活動費(円)	
								法定	条例	差	現員	右以外	定数1	定数2	予算決算	定数	議 長	副議長	委員長	副委員長	議 員	最少	平均	最高		内消防	夏 期	年 末	加算率	議 員		1人年額	交付先
33	新潟県	新発田	101,202	532.82	458	0.51	504	34	27	▲ 7	27	3	9				498,000	428,000			396,000	46	59	73	811	3	1.40	1.55	0.15	6,095,430	※1	144,000	※2
34	新潟県	柏 崎	91,451	442.70	554	0.70	311	30	26	▲ 4	26	3	8	9			491,000	420,000			394,000	38	57	74	807	141	1.40	1.55	0.15	6,064,645	※1	480,000	会派
35	埼玉県	坂 戸	101,700	40.97	289	0.86	160	34	22	▲ 12	21	3	7	8	2	10	471,000	413,000	401,000	394,000	390,000	38	56	71	557	0	1.90	2.05	0.20	6,528,600	0	240,000	会派
36	北海道	千 歳	93,604	594.95	440	0.76	244	30	25	▲ 5	25	3	8	9			460,000	420,000			385,000	32	55	77	666	128	1.90	2.05	0.15	6,368,863	0	30,000	会派
37	北海道	岩見沢	90,145	481.10	467	0.37	664	30	26	▲ 4	26	4	7	6			470,000	415,000			384,000	33	58	72	554	0	1.90	2.05	0.15	6,352,320	※1	120,000	会派
37	秋田県	横 手	98,367	693.04	578	0.34	695	30	26	▲ 4	29	3	9	8			456,000	411,000			384,000	33	58	70	1,126	166	1.40	1.50	0.15	5,888,640	※1	120,000	個人
39	栃木県	日 光	90,066	1449.87	437	0.67	346	30	28	▲ 2	29	4	7				490,000	410,000			380,000	35	56	67	1,027	190	1.45	1.65	0.45	6,268,100	0	0	
40	静岡県	島 田	100,276	315.90	370	0.77	238	34	20	▲ 14	20	3	7	6			435,000	390,000	380,000		370,000	29	55	66	779	140	1.40	1.55	0.15	5,695,225	37 円/Km	200,000	個人
40	鹿児島県	鹿 屋	105,070	448.33	442	0.44	588	34	28	▲ 6	29	4	8	7	2	14	450,000	396,000	384,000		370,000	28	57	71	752	0	1.40	1.55	0.15	5,695,225	※1	240,000	会派・議員
40	鹿児島県	薩摩川内	99,589	683.50	572	0.46	552	30	26	▲ 4	26	4	7	6			458,000	396,000			370,000	41	59	73	1,005	145	1.40	1.55	0.15	5,695,225	※1	180,000	会派・議員
43	埼玉県	富士見	106,736	19.70	288	0.77	238	34	21	▲ 13	21	3	7				440,000	390,000			369,000	28	47	65	514	0	1.90	2.15	0.20	6,221,340	0	240,000	会派
43	新潟県	三 条	102,292	432.01	597	0.63	389	34	26	▲ 8	26	3	9	8			458,000	397,000			369,000	36	56	71	880	151	1.40	1.55	0.15	5,679,833	2,000	360,000	会派
45	千葉県	茂 原	93,015	100.01	288	0.87	154	30	24	▲ 6	24	4	6				436,500	391,500			364,500	41	59	72	552	0	1.90	2.05	0.20	6,101,730	0	168,000	会派
46	長野県	安曇野	96,479	331.82	382	0.58	441	30	25	▲ 5	26	4	6	7			459,000	383,000			360,000	44	62	72	675	0	1.40	1.50	0.40	5,781,600	0	90,000	会派
47	岩手県	北 上	93,138	437.55	352	0.65	364	30	26	▲ 4	26	3	8	9			457,000	383,000			351,000	50	60	71	566	0	1.375	1.525	0.15	5,382,585	※1	240,000	会派・議員
48	滋賀県	甲 賀	92,704	481.69	360	0.76	244	30	27	▲ 3	26	4	7	6			450,000	390,000			350,000	51	62	72	742	0	1.40	1.55	0.20	5,439,000	※1	240,000	会派・議員
49	長野県	佐 久	100,552	423.99	469	0.53	484	34	28	▲ 6	28	3	9	10			461,000	383,000			349,000	36	58	75	733	0	1.40	1.55	0.40	5,629,370	※1	120,000	会派
50	愛媛県	四国中央	90,187	420.50	402	0.81	212	30	26	▲ 4	26	7	7	6			454,000	374,000			341,000	42	60	75	817	123	1.40	1.55	0.15	5,248,843	0	0	
51	岩手県	花 巻	101,438	908.32	501	0.43	597	34	26	▲ 8	33	4	8	9			431,000	369,000			339,000				907	146	1.425	1.575	0.15	5,237,550	※1	240,000	個人
52	埼玉県	ふじみ野	105,695	14.67	329	0.86	160	34	21	▲ 13	20	4	7				420,100	366,600	352,200	346,000	338,800	32	57	77	592	0	1.875	2.025	0.20	5,651,184	0	120,000	会派
53	茨城県	神 栖	94,795	147.26	454	1.45	3	30	23	▲ 7	23	3	8	7			390,000	350,000			330,000	25	56	70	561	0	1.40	1.55	0.15	5,079,525	1,250	0	
54	茨城県	筑 西	108,527	205.35	413	0.70	311	34	24	▲ 10	24	3	8				367,000	332,000			312,000	28	59	70	739	0	1.40	1.55	0.20	4,848,480	2,000	240,000	会派・議員
		平 均	98,784	326.34	395	0.72	311	31.8	24	▲ 8	24.1	3.4808	7.46	7.5	1.6	15.2	503,592	446,356	423,791	370,000	414,921	36	57	71	685	82	1.59	1.74	0.22	6,668,659		273,608	

岐阜県　市議会議員　定数報酬（平成24年12月31日現在）

全国市議会議長会取りまとめデータより編集

表．９

	県下の市議会		H23.12.31 現在人口 人口	H24.12.31 現在定数 定数	議長	副議長	議員	適用年月															
1	岐阜県	岐阜市	410,843	41	770,000	700,000	650,000	平成23年4月	800,000	730,000	680,000	平成13年4月											
2	岐阜県	大垣市	159,212	24	630,000	579,000	553,000	平成7年6月															
3	岐阜県	各務原市	146,124	26	570,000	520,000	485,000	平成16年1月	590,000	540,000	500,000	平成7年6月											
4	岐阜県	多治見市	114,635	24	570,000	520,000	475,000	平成23年4月	590,000	540,000	490,000	平成8年10月											
5	岐阜県	高山市	93,033	24	488,000	442,000	416,000	平成23年1月	500,000	453,000	426,000	平成22年12月	502,000	454,000	427,000	平成21年12月	504,000	456,000	429,000	平成17年12月	506,000	458,000	431,000	平成15年12月
5	岐阜県	関市	91,590	25	468,000	437,000	416,000	平成8年4月															
7	岐阜県	可児市	95,894	22	480,000	425,000	400,000	平成6年4月	450,000	400,000	380,000	平成3年	430,000	385,000	360,000	平成2年	380,000	345,000	320,000	昭和63年	345,000	310,000	285,000	昭和61年
8	岐阜県	羽島市	67,874	18	441,750	413,250	394,250	平成23年4月	465,000	435,000	415,000	平成17年4月	465,000	435,000	415,000	平成8年4月								
9	岐阜県	土岐市	60,623	18	464,000	428,000	393,000	平成16年1月	469,000	433,000	397,000	平成9年1月											
10	岐阜県	中津川市	82,656	24	441,000	398,000	376,000	平成9年4月															
11	岐阜県	瑞浪市	40,571	16	430,000	390,000	375,000	平成8年1月	430,000	390,000	375,000	平成23年2月	408,000	370,000	356,000	平成22年7月	〔←一時的に減額H22.7-23.1〕							
12	岐阜県	美濃加茂市	50,508	18	434,000	381,500	362,000	平成16年4月	438,000	385,000	365,000	平成7年10月											
13	岐阜県	恵那市	54,379	20	404,000	362,000	342,000	平成18年4月	414,000	371,000	350,000	平成16年11月	414,000	371,000	350,000	平成7年9月								
14	岐阜県	山県市	29,395	14	378,000	340,000	320,000	平成18年4月	390,000	350,000	330,000	平成16年5月											
15	岐阜県	美濃市	22,650	13	378,100	335,825	315,400	平成23年10月	398,000	353,500	332,000	平成19年4月	378,100	335,825	315,400	平成17年1月	398,000	353,500	332,000	平成15年12月				
16	岐阜県	海津市	38,155	18	350,000	320,000	300,000	平成17年9月															
17	岐阜県	郡上市	46,080	18	379,200	319,300	287,400	平成23年12月	380,000	320,000	288,000	平成20年4月	353,000	297,000	268,000	平成18年4月	380,000	320,000	288,000	平成16年3月				
18	岐阜県	飛騨市	27,200	17	370,000	300,000	270,000	平成16年2月															
18	岐阜県	本巣市	35,553	18	350,000	300,000	270,000	平成18年4月	280,000	240,000	220,000	平成16年2月											
18	岐阜県	下呂市	36,490	16	370,000	300,000	270,000	平成16年3月															
21	岐阜県	瑞穂市	49,947	19	335,000	275,000	255,000	平成15年5月															
	平均		83,496	20.6	452,431	404,089	377,383																

表．１０

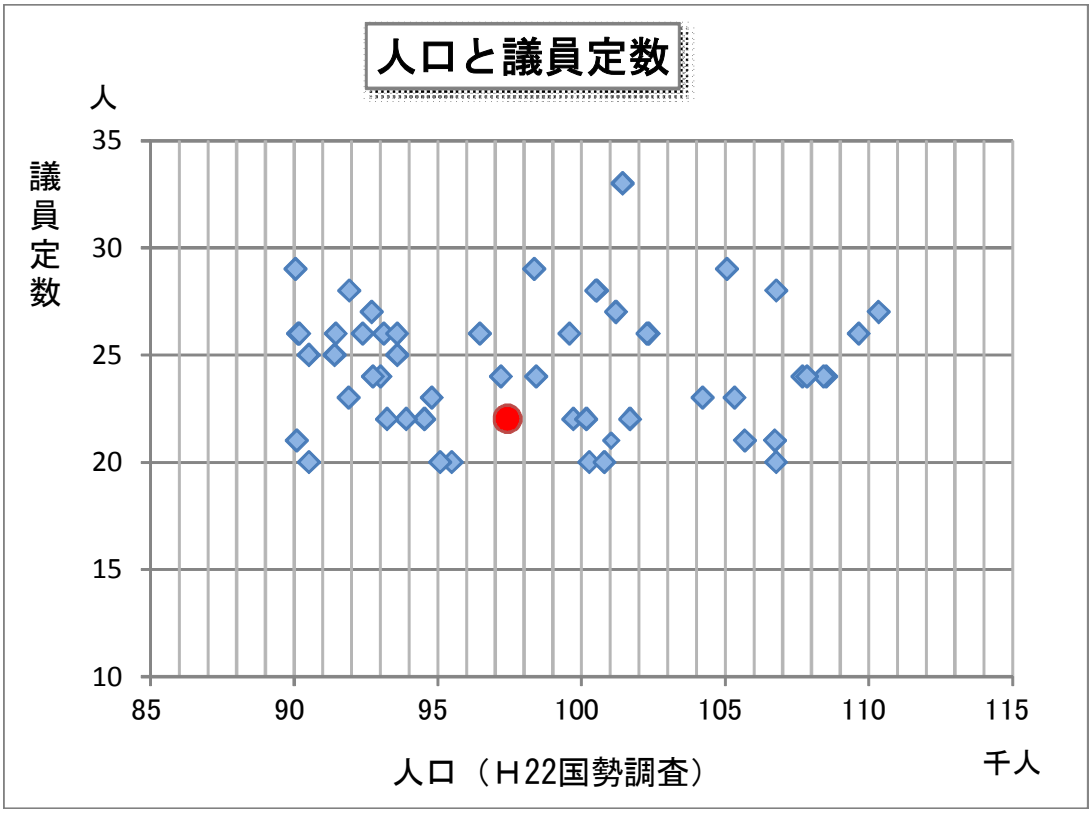

・条例定数の最大は日光市の 28 人、最小は貝塚市の 18 人、平均は 24.1 人である。
・可児市は、平均値より少ない。
・議員1人当たりの人口は、日光市の 3,217 人が最少であり、最大人数は春日市の 5,339 人である。可児市は 4,429 人で、平均より多い。

表．１１

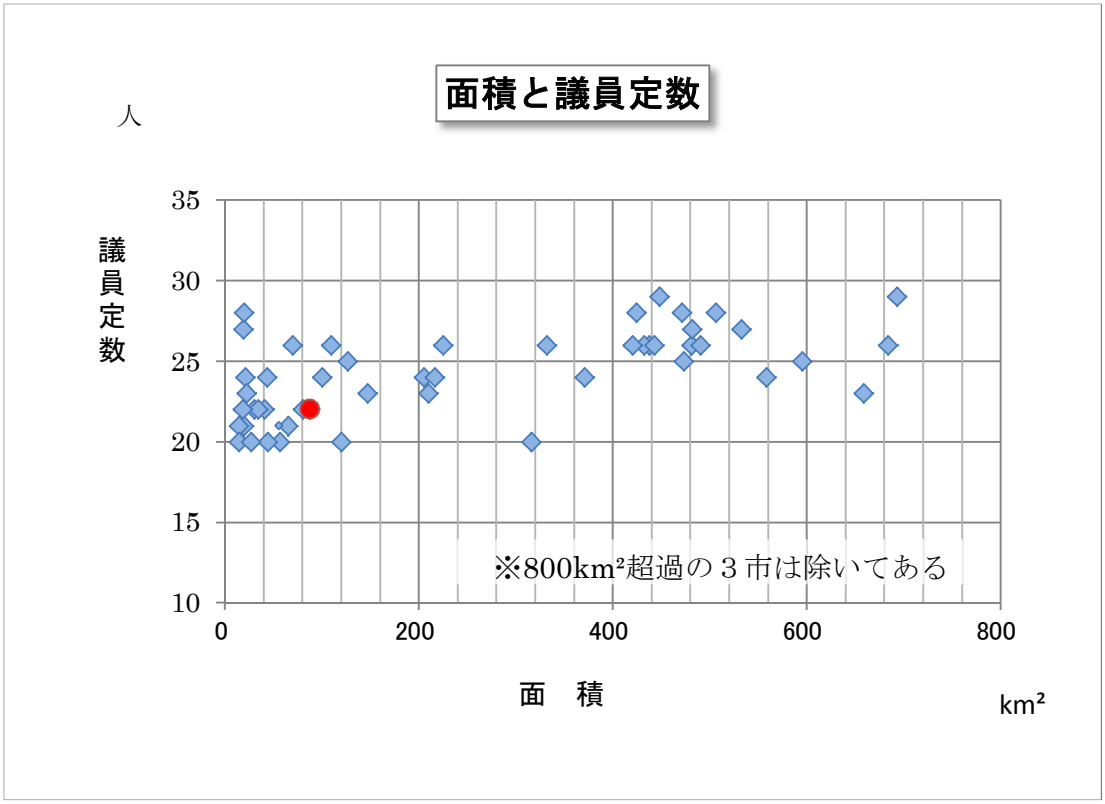

・傾向として、面積が小さければ議員定数は少なく、面積が大きければ議員定数は多くなる。ほぼ面積に応じた議員定数になっている。これは合併も影響しているかもしれない。
・可児市より面積は大きいが、定数が少ない市は２市だけであり、面積による可児市の定数は、低い方と言える。

表．１２

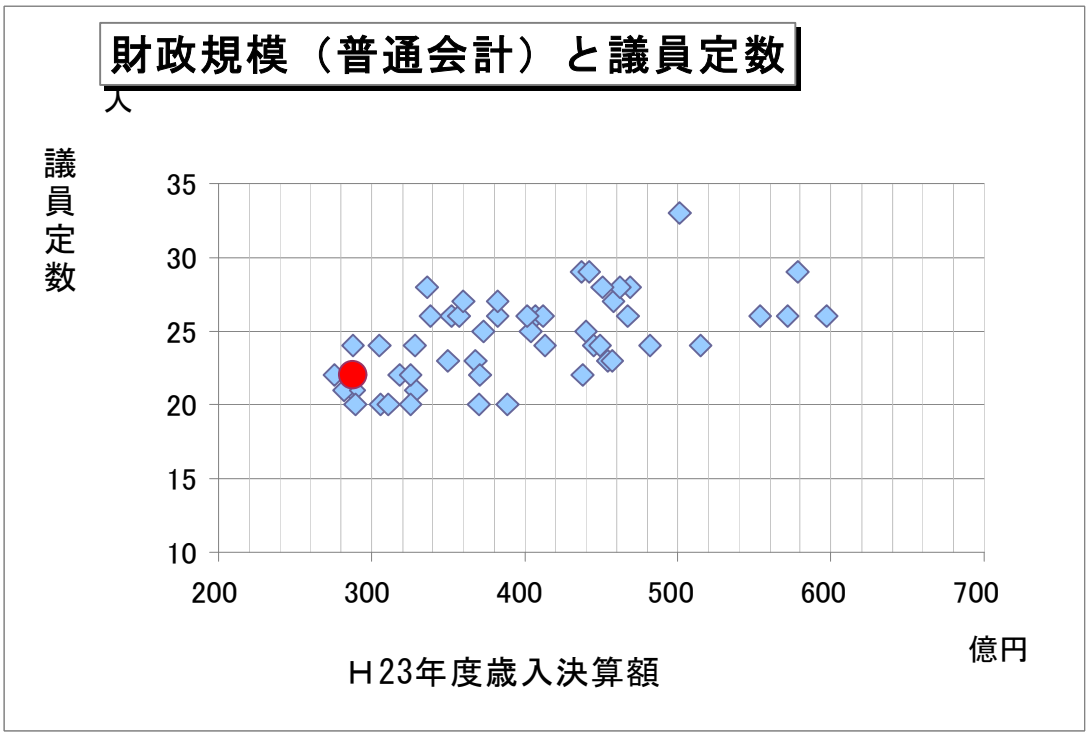

・財政規模の最大は三条市の 597 億円、最小は江南市の 276 億円、平均 394 億円。
・この人口規模における可児市の財政規模は少ない部類ではあるが、議員定数もそれに応じた数と言える。

表．１３

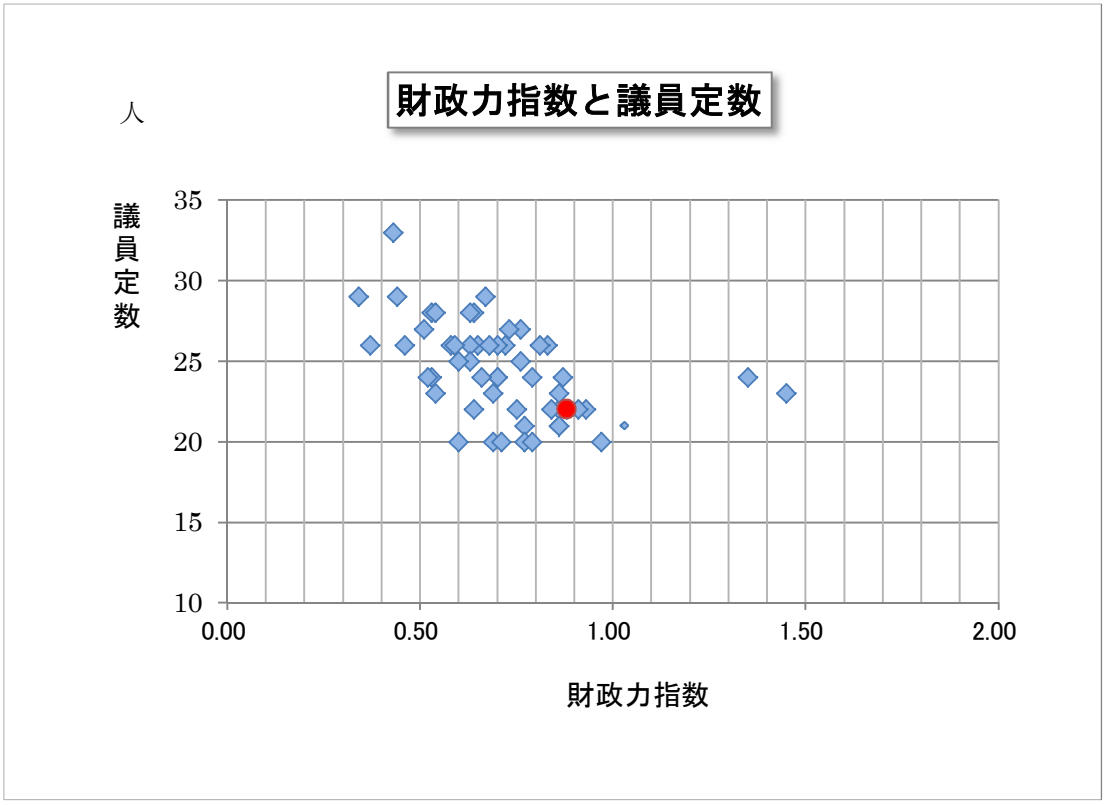

・財政力の弱い自治体に、議員定数が多い傾向がある。
・可児市は財政力指数が高い割に議員定数は少ないと言える。

表．１４

3常任委員会の平成26年度審査実績等および平成27年度審査内容等

	平成26年度		平成27年度（案）		
	所管部	審査実績等	所管部	審査内容等	主な増減
総務企画	企画経済部 総務部 会計課 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 議会事務局	①課数　17 ②事業数　110 ③付託議案数　16 ④請願・陳情　3 ⑤発案　2	市長公室 企画部 観光経済部 総務部 会計課 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 議会事務局	①所管課数　19 ②事業数　100	【増加】 ・市長公室（広報課・Kプロジェクト推進係） ・総務部に市民課 ・観光経済部（観光交流課（2係）と経済政策課に企業誘致係 【減少】 ・子育て政策室 ・リニア対策を含む公共交通係
建設市民	市民部 建設部 水道部	①課数　14 ②事業数　99 ③付託議案数　8 ④請願・陳情　1 ⑤発案　1	市民部 建設部 水道部	①所管課数　12 ②事業数　99	【増加】 ・建設部にリニア対策を含む公共交通係 【減少】 ・市民課
教育福祉	健康福祉部 教育委員会	①課数　12 ②事業数　96 ③付託議案数　16 ④請願・陳情　3 ⑤発案　2	健康福祉部 教育委員会	①所管課数　12 ②事業数　96	【増加】 ・健康福祉部に子育て拠点準備室 ・文化財課に名称変更・歴史資産整備係 【減少】 ・福祉センター（指定管理者に）

表．１５

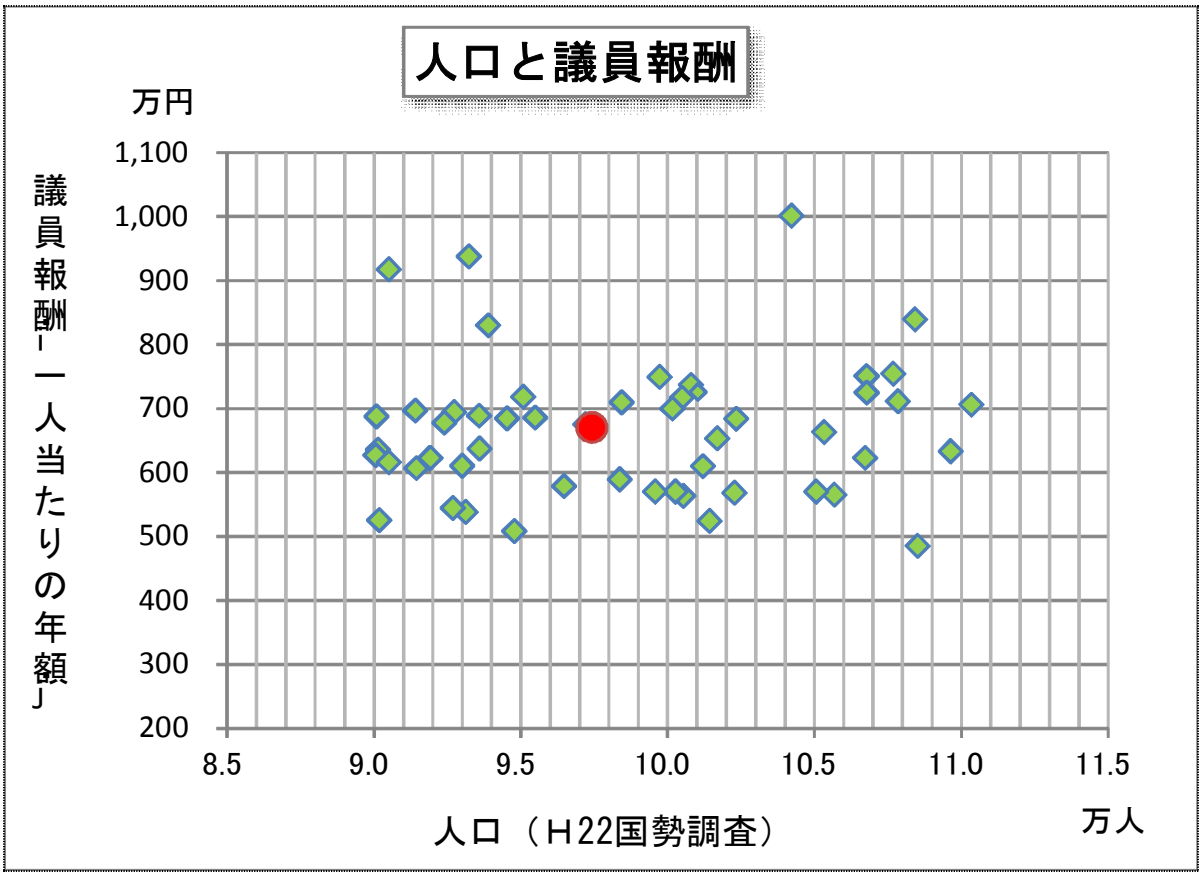

・この類似団体における報酬の最高額は池田市の 60 万円、最低額は筑西市の 31 万2千円で、平均額は 414, 369 円である。可児市の議員報酬額は、平均値より下回る。

表．１６

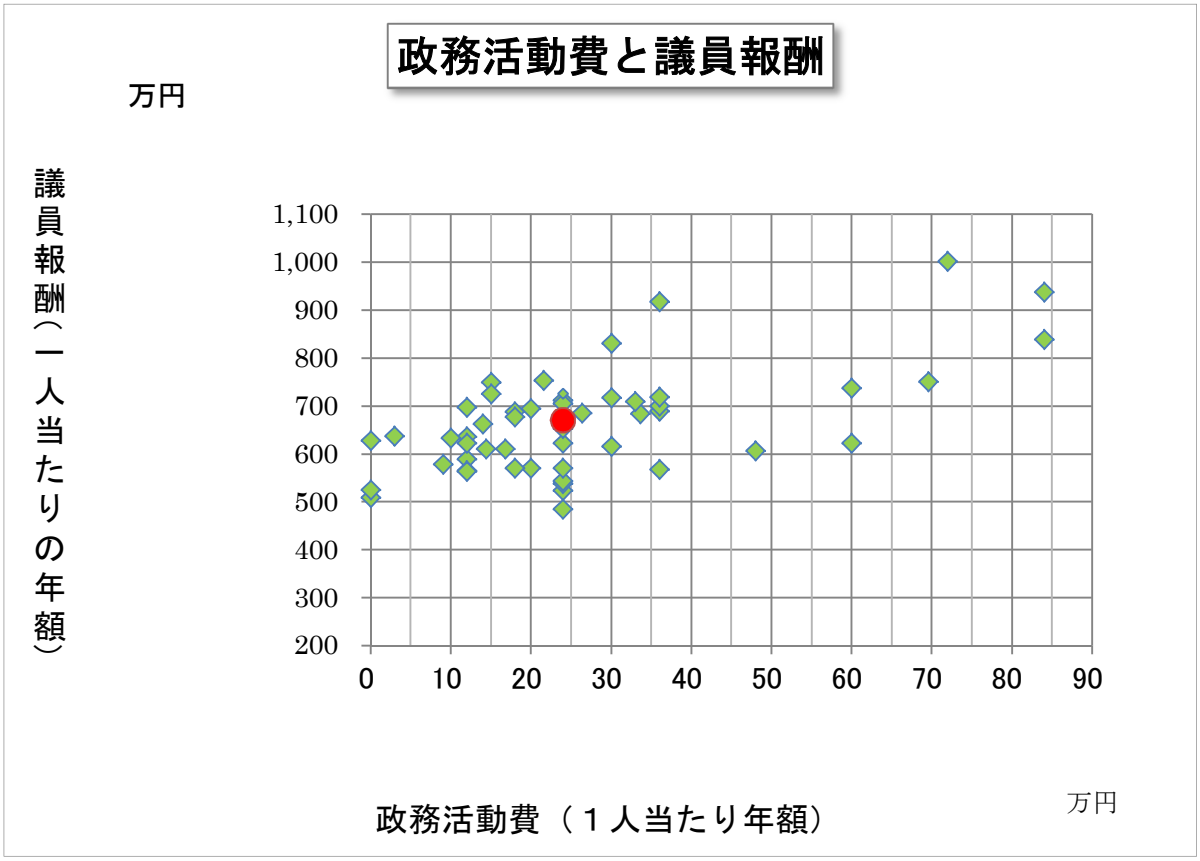

・この類似団体における議員報酬における政務活動費は必ずしも多くない。

表．１７

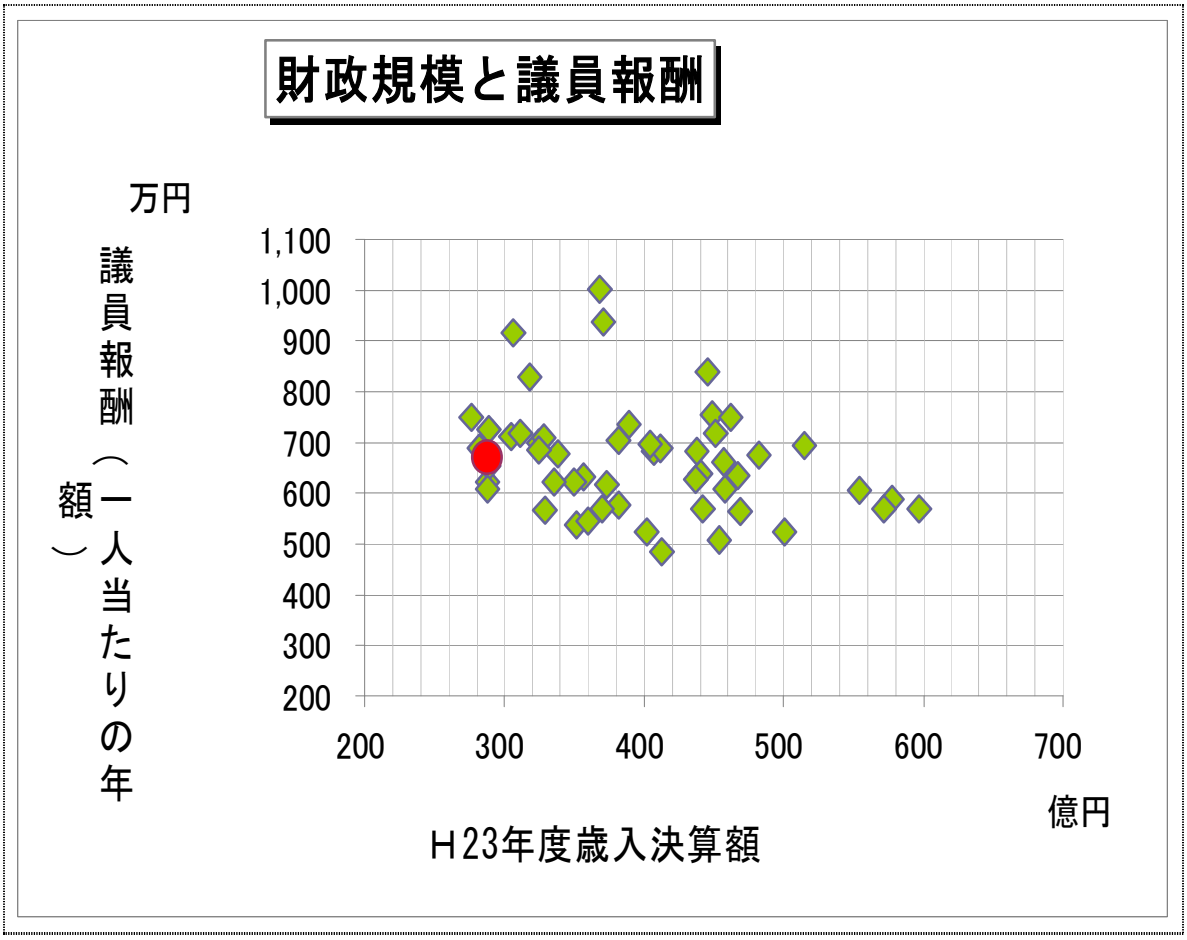

・この類似団体における財政規模 300 億円前後の自治体で比較した場合、可児市の議員報酬は平均より下回る。

表．１８

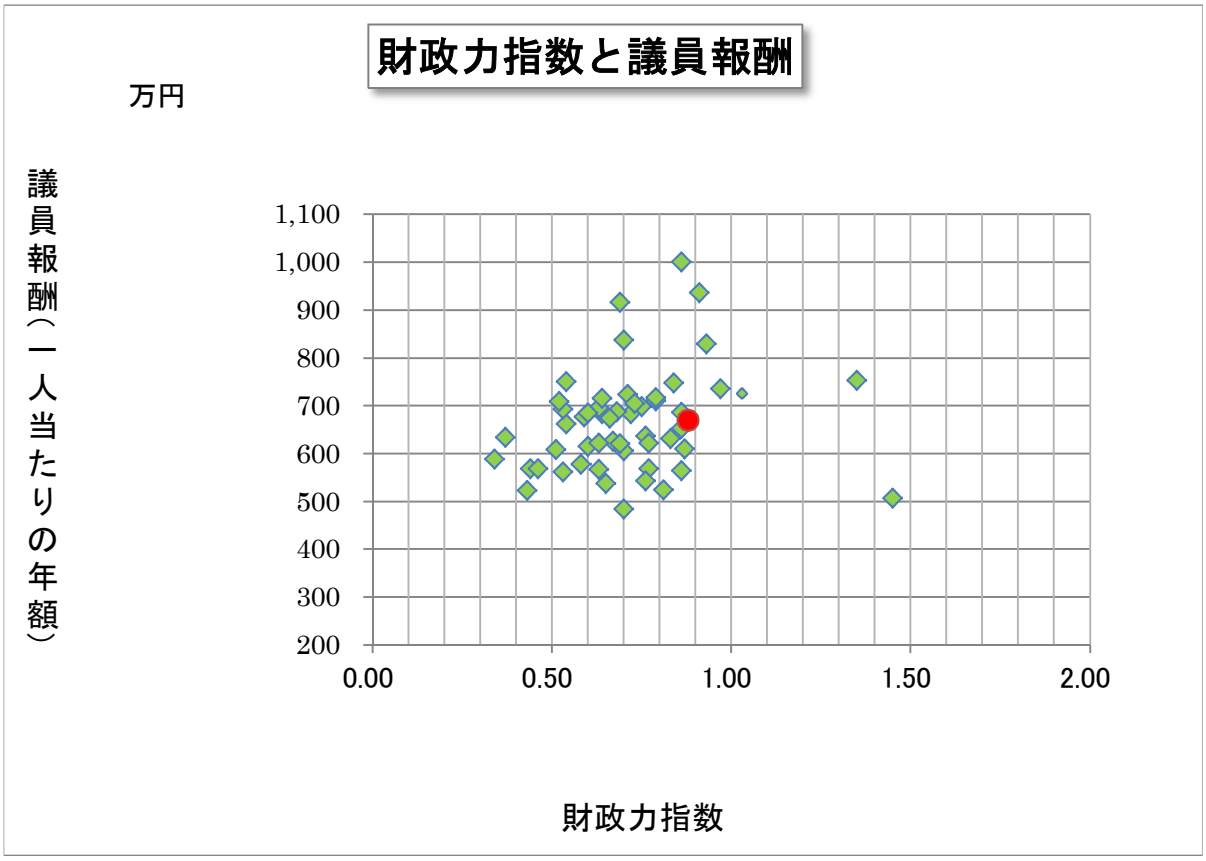

・この類似団体における財政力指数 0.9 前後の自治体を比較した場合、可児市の議員報酬は平均より下回る。

○市長、副市長、教育長給与と議員報酬比較表（可児市）

表．１９

（単位：円）

	月額給料または月額報酬	６月期末手当 月額*1.2*1.9	12月期末手当 月額*1.2*2.05	年　額	退職金 （4年任期）	年　額 （退職金年割を加算）
市　長	920,000円	2,097,600円	2,263,200円	15,400,800円	18,400,000円	20,000,800円
副市長	780,000円	1,778,400円	1,918,800円	13,057,200円	9,360,000円	15,397,200円
教育長	644,000円	1,468,320円	1,584,240円	10,780,560円	6,182,400円	12,326,160円
議　長	480,000円	1,094,400円	1,180,800円	8,035,200円		8,035,200円
副議長	425,000円	969,000円	1,045,500円	7,114,500円		7,114,500円
委員長	410,000円	934,800円	1,008,600円	6,863,400円		6,863,400円
議　員	400,000円	912,000円	984,000円	6,696,000円		6,696,000円

表．２０

○議員報酬についての比較　平成 27 年１月１日現在

議　員	月　額　報　酬
議長	480,000　円
副議長	425,000　円
委員長	410,000　円
議員	400,000　円
特別職相当	月　額　給　料
市長	920,000　円
副市長	780,000　円
教育長	644,000　円

【可児市職員級別　平均月額給料】

一般行政職	平　均　月　額　給　料
部長級（７級）	443,011 円（対象人数 12 名）
課長級（６級）	428,757 円（対象人数 47 名）
課長補佐級（５級）	402,959 円（対象人数 73 名）

○可児市議会議員　平均年齢 57.1 歳（最少 41 歳、最高 79 歳）

○可児市職員 57 歳時、平均月額給料　406,494 円（対象人数 11 名）

表．２１

平成26年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった岐阜県人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1　調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成26年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。本年の調査期間は平成26年5月1日から6月18日であった。

2　調査機関

岐阜県人事委員会並びに人事院及び各県等の人事委員会

3　調査の範囲

(1) 調査対象事業所　全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所　818事業所

(2) 調査対象職種　76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

4　調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出　上記３の(1)に記載した事業所を、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から178事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出　初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(3) 調査実人員　7,107人（うち初任給関係280人）であるが、行政職に相当する調査実人員は、6,360人である。
なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は38,636人であり、うち行政職に相当するものは、31,492人である。

5　集　計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 10 表　　産業別、企業規模別調査事業所数

産業＼企業規模	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	162	47	78	37
農業，林業、漁業	0	0	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業、建設業	5	2	2	1
製造業	106	31	52	23
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業	12	7	4	1
卸売業，小売業	8	3	4	1
金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業	5	3	2	0
教育，学習支援業、医療，福祉、サービス業	26	1	14	11

（注）1　上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 5 所、調査不能の事業所が 11 所あった。

2　「500 人以上」とは、企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を、「100 人以上 500 人未満」とは、企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を、「100 人未満」とは、企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所をいう。（以下第 11 表について同じ。）

第 11 表　　職種別、学歴別、企業規模別初任給

職歴		学歴	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
			円	円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員・技術者計	大学卒	191,876	193,885	193,182	183,163
		短大卒	169,929	170,000	168,000	172,000
		高校卒	160,374	161,218	160,679	156,000
	新卒事務員	大学卒	189,711	191,308	190,263	184,883
		短大卒	171,037	170,000	—	172,000
		高校卒	159,192	161,345	159,692	138,000
	新卒技術者	大学卒	197,853	201,088	201,040	178,000
		短大卒	168,000	—	168,000	—
		高校卒	162,350	161,098	163,223	162,000
その他	準新卒看護師	養成所卒	224,100	203,900	234,200	—

（注）1　金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2　「準新卒」とは、平成 25 年度中に資格免許を取得し、平成 26 年4 月までの間に採用された場合をいう。

備考　職員の場合、現行の初任給月額は、大学卒程度で 178,800 円、短大卒程度で 158,700 円、高校卒程度で 144,500 円である。

2　規模　500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職種名		調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額 きまって支給する 給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)	備考	県の標準対応職種
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	2	56.5	603,524	11,940	591,584	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
	大学卒	－	－	－	－	－		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	2	56.5	603,524	11,940	591,584		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	工場長	12	53.7	633,970	0	633,970	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	7	54.9	664,440	0	664,440		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	4	51.0	609,788	0	609,788		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務部長	56	52.0	593,572	594	592,978	2課以上又は構成員20人以上の部の長	同上
	大学卒	40	51.9	603,276	213	603,063	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	短大卒	2	46.5	542,482	0	542,482		
	高校卒	14	53.3	573,224	1,772	571,452		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術部長	46	51.4	622,160	755	621,405	同上	同上
	大学卒	37	50.7	626,356	443	625,913		
	短大卒	3	53.2	607,269	1,186	606,083		
	高校卒	6	54.8	602,465	2,562	599,903		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部次長	28	51.3	564,889	1,423	563,466	上記部長に事故等のあるときの職務代行者	同上
	大学卒	20	51.7	578,344	367	577,977	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職(部長－課長間)	
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	7	49.2	512,264	3,347	508,917		
	中学卒	*	*	*	*	*		

職種名		調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額 きまって支給する 給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)	備考	県の標準対応職種
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術部次長	20	50.1	620,380	1,821	618,559	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	行政職 9級
	大学卒	15	48.6	624,633	1,016	623,617		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	4	55.0	607,799	5,263	602,536		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務課長	183	50.2	503,862	4,333	499,529	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	120	49.5	500,334	1,865	498,469		
	短大卒	13	49.7	470,833	1,269	469,564		
	高校卒	48	51.9	525,013	9,358	515,655		
	中学卒	2	56.5	429,503	60,961	368,542		
	技術課長	162	48.6	516,126	1,461	514,665	同上	同上
	大学卒	106	47.1	521,554	1,228	520,326	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	
	短大卒	8	49.8	466,540	0	466,540		
	高校卒	47	51.7	513,141	2,268	510,873		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務課長代理	72	46.6	466,696	15,658	451,038		行政職 5級、6級
	大学卒	43	43.9	456,223	17,423	438,800		
	短大卒	3	47.2	478,313	31,350	446,963		
	高校卒	26	51.0	483,957	10,995	472,962		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術課長代理	58	45.4	467,877	11,001	456,876	同上	同上
	大学卒	43	44.6	465,644	13,107	452,537		
	短大卒	4	47.5	450,948	17,019	433,929		
	高校卒	10	47.1	489,765	80	489,685		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	257	43.7	412,417	44,515	367,902	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	160	41.4	402,223	42,471	359,752		
	短大卒	16	47.3	397,730	32,577	345,250		
	高校卒	81	47.6	438,634	51,737	386,897		
	中学卒	－	－	－	－	－		

職種名		調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	県の標準対応職種
				きまって支給する		(A)－(B)		
				給与(A)	うち時間外手当(B)			
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係長	185	45.3	463,141	60,546	402,595	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	111	43.4	457,481	66,915	390,566	係長等のいる事業所における主任	
	短大卒	5	40.5	514,356	142,206	372,150		
	高校卒	63	48.5	498,038	73,371	424,667	係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	
	中学卒	6	51.0	709,741	92,707	617,034		
	事務主任	181	43.6	383,939	40,938	343,001		行政職 2級
	大学卒	76	40.3	356,658	37,903	318,755	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任	
	短大卒	25	45.7	340,497	26,921	313,576		
	高校卒	80	46.2	426,874	48,847	378,027		
	中学卒	－	－	－	－	－	中間職(係長－係員間)	
	技術主任	103	42.0	402,127	39,534	362,593	同上	同上
	大学卒	63	40.2	399,443	44,260	355,183		
	短大卒	9	42.7	366,349	45,232	321,117		
	高校卒	31	45.5	417,714	28,320	389,394		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務係員	682	36.9	311,819	35,580	276,239		行政職 1級
	大学卒	257	33.6	323,448	42,421	281,027		
	短大卒	81	39.5	301,299	31,703	269,596		
	高校卒	338	38.6	304,665	31,164	273,501		
	中学卒	6	48.0	333,426	29,666	303,760		
	技術係員	548	35.1	351,408	52,988	298,420		同上
	大学卒	345	32.3	352,754	57,153	295,601		
	短大卒	24	38.3	342,018	46,546	295,472		
	高校卒	178	39.9	349,776	45,207	304,569		
	中学卒	*	*	*	*	*		

表．２２

市民意見の取り込みについて（意見交換の結果）

議会・議員について
5/17　総合会館
・議員には品位が求められる。いて欲しい議員、いて欲しくない議員、その中間の議員という３種類に大別できると思う。議員として最低限は必要な資質を持ち合わせているかどうか。議員としての使命感に立っているかどうかが問われる。そうしたものが無いと思われる議員もいると感じている。定数を減らしてもそうした議員は出てくる。４年間一度も質問をしない議員もいる。そうした議員は議員としての使命を感じているのかと思う。市民の意見を聞いているのかそれがどう質問など議会活動に反映されているのかが分かりづらい。 ・職業議員というのはどうか。もう少し小さい規模からボランティアで行っていくべきだと思う。しかし 10 万人規模の可児市では専門性も備えていくべきでもある。 ・議会だけでなく見えない部分かあるので専門性を持って行ってもらうのが良い ・議員の専門性が必要になっており、市民にその付託を受けている。 ・専門性を持って職業としてやってもらうのが良い。 ・議会に委員会は幾つあるのか。また委員会の所管内容が分からない。 ・可児市は議会活動が活発だと感じる。政務活動費２万円が妥当かは、目的により変えてもいい。 ・政務活動費については月額２万円の必要性について理解できるような説明を。 ・視察については必ず行くのか、その必要性について。 ・議員にはボランティア精神が必要であり、ある程度ゆとりがあって、時間的にも余裕なければならない。生活に困らなくて、ちゃんと市民のために仕事ができる人に投票したい。 ・ケーブルテレビを見ているが、ほぼ同じ議員が質問に立っている。議員として質問をするよう議会内部で指導等が必要ではないかと日頃見ていて感じる。また、市民の目線に立った議員であって欲しい。 ・発言のまったくない議員がいる。使える議員にしっかり仕事してもらえれば良い。 ・市民の声を市政に届ける上で、このような場は本音で意見が言える場ではない。議員の方は、やられてはいると思うが、もっと個々に職場や地域などから様々な意見を聞き、それを集約して市政に反映してほしい。 ・議員になりたい人が少ない。４年間の任期しかなく、次にどうなるか分からない。会社などにおいて議員の間、休職制度があるような制度改革をすると議員になる人が増える。６０歳以下で休んでも不利にならないような制度を作ることである。 ・以前に比べて議会報告会も良くなったが、もっと分かりやすい報告会にすると市民の関心もさらに増すのではと思う。 ・議会だよりも良くなったと思うがもっと議員の活動を報告してはどうか。広報のあり方も何のために出しているのかという原点に返って、さらに工夫をして読んでもらえる議会だよりにしていくことが必要ではないか。

・若い人もそうだと思いますが、私自身、自治会に関係するようになり、関心がでてきた。今まで無関心でしたが、議員に対する見方が以前と変わった。
・県議会議員との情報交換も必要ではないのか。
・現年度の予算に決算審査は反映されているのか。
・直接コミュニケーションを議員間で行うことも大事。
・行政が年度末に予算を使い切るという問題が指摘されるが議会としてどう対処しているのか。節約などにより予算が余るという事は良いと思うが。
・投票率の低下が問題だ。高齢化が進む中、投票所まで行けない人が増えている。連絡所単位の期日前投票や在宅での投票などいろいろ工夫してほしい。
・若者達の政治への関心づけに努力して欲しい。18 歳選挙権に市はどう対応するかを考えたほうがいい。

5/23　帷子公民館

・この提言が、議員全員の総意であるとしたら、市民感覚とは相当ずれている。
・議員になれるかなれないか分からない中で、若い人がサラリーマンを辞めてまで議員になろうとするのはハードルが高い。お金と時間に余裕のある人しか議員になれないことになる。
・市長が積極的にやりたいということに対して、議会はノーチェックなのではないか？審議しているふりをしているのではないか？
・議員の一般質問を聴いていても、執行部に対していつまでに何をどうするか…という言質をとるべきだ。緊張感を持った議論を期待する。
・議会の役割りは、どれだけの付加価値をつけられるかである。経費をどれだけ削減できたか。予算を〇割削減しました等、今の議会は付加価値が少なすぎる。容認はいけない。
・今の状況では若い人が政治に参加しにくい。職業として議員を選ぶのはこわい。
・４月に岐阜県議会の選挙があり、７月に市議会の選挙がある。１つにまとめたほうがいい。議員の反対でできていないと聞いた。
・４年前の議会報告会は、報告でおわりだったが、このようにグループ別で行うなど進化してきていていい。
・議員として魅力ある活動をもっとしていくべきである。
・選挙等、リスクがあるので職業としての魅力はない。自分の生活を考えるとサラリーマンをやめてまではできない。また年金や退職金などの社会保障も十分でない。
・選挙公報は全戸配布されていない。これは選挙に対しての取り組みが足りないといえる。
・若い女性も政治にもっと参加できるようにしたい。
・可児市全体の高齢化率は 26%であるが、帷子を中心に団地は 30%から 40%である。あと 10 年で若葉台は 50%になると聞いている。帷子地区の高齢化対策をこの地域の議員を中心に考えるべきである。
・地域の声を市政に届けるなど、公の仕事以外に議員としてやるべき事があるのではないか。

・議員として議会で一般質問を一度も行わないことなど問題外である。
・議員として二つの仕事がある。一つは公務と、もう一つは議員個人として別の部分をおこなうものと考える。
・公の仕事は当然の事である。公の仕事以外に議員としての志があるはずである。この業務も行うべきである。議員個人が何をやっているのかを市民に見えるようにすべきではないか。
・選挙は、選挙広報からの判断しかないので、もっと情報があるとよい。
・政治に関し、若い人たちへのきっかけづくりを考えるべきである。企業は若い人材を集めるのに大きな力を注いでいる。魅力があれば若い人も必ず来る。行政も見習うものがある。
・議員個人が何をやっているのかが市民にわかりずらい。議員の個々の活動をもっと市民に周知すればよい。媒体としてはスマホ等を利用すればよいのではないか。
・選挙期間だけでなく、日常から議員自ら市民へその活動を見えるようにすべきである。
・市として投票率向上に努力しているのか、その取り組みは。期日前投票所を増設してはどうか。例えば病院とかに設置できないか。期日前投票所は一ケ所あたり経費はどの程度掛かるのか。投票所が増えることは良いと思う。

5/24　桜ケ丘公民館

・議会、議員はもっと存在感を発揮してほしい。そのためにも監視力を高めてほしい。議員として何を活動するのか、議会として何をするのか。議員力、議会力を高めて欲しい。日本で少子高齢化は初めての事である。だからこそ議会の活動に期待したい。
・前回の県議会選挙の投票率は３４％台だった。しかし皐月、桜の住民はどうしても可児より名古屋を向いて生活している感がある。可児の選挙より名古屋の選挙が気になる。
・若い世代の投票率が低い。可児市としてどう考えていくのか。
・議員活動の効果が明確になるような数値が示されれば、よいのではないか。
・大学のゼミで「市民や若い世代の人々に如何に関心を持たせるためにどのようにするか」という課題に対して、明確な回答や策が出てこなかった。
・フェイスブックやホームページなどいろいろあるが、議員が、市民に対して直接個々に対面することが、一番ではないか。
・議会改革を行い、市民の声をより多く届けることが大事。地域の方がほとんど来ていない。もう少し考えて行う必要がある。
・多治見市でもなかなか議会報告会は盛況ではない。最初は多いがだんだん減ってくる。どうしたら市民は関心を持つのか。
・多治見市では、若い二人が議員になったが、これからどのような生活をしていくかに興味がある。現在では、議員は名誉職ではなく職業である。
・議員が市民に対してＰＲ不足、見える化をしていない。
・議員は、昔は新しい事をすると潰されたが、今は新しい事をどんどんやっていかなければならない。
・議会においても、地域においてアンテナをはり何が問題なのかを発見し、こういう「まち」を創

ろうといった信念のもと現状を変えていかなければいけない。地方創生もそうである。
・各議員が何の分野に強いのかが見えてくるとわかりやすい。
・地域においては、昔からの序列があり、出たい人が出にくい状況が現実にある。
・可児市議会における現在の議員の年齢層は、若い議員も数名いるのでバランスがいいと思う。
・議員の頑張りが伝わっているか？特に若い人に。活動の動きを広く知らしめなければいけない。
・議員は、選挙に勝たなければならないので、地元地域のことを一生懸命になるのはわかるが、市全体を大所高所からみて、地域に反映して欲しい。効用価値説にたつのは、活動してきたあとについてくる結果である。
・委員会中心主義の運営は、委員数が限られるので議論がうすくなるのではないか。また、自分の委員会のことだけに一生懸命になり過ぎるような気がする。
・議会は予算や条例等の議決権があり、大切な仕事である。
・誰でも議員に立候補できる仕組みにすべきだ。
・一部では活動が消極的な議員もいる。
・低投票率など選ぶ側にも課題があるのではないか。
・議会質問を原稿のやり取りをしないアドリブ方式でやってみては。

議員定数について

5/17　総合会館

・１つの委員会に７～８人が望ましいとのことだが、議員は複数の委員会に所属できるので必ずしも委員会数×７～８人が議員必要数（定数）とはならないのではないか。だから議員の定数を減らせという意味ではないが。
・議員定数について、中恵土には地元選出議員がいない。以前には 2 名いたこともある。財政的なことも大事かもしれないが、本音を言えばやはり地元のことが分かる議員がいてほしい。定数が少なくなれば益々、地元の声が届かなくなる。
・議員定数については、何が適正かどうか分からない。
・報酬、定数は、ミッションによって決まるとうことはどういう根拠から導き出されたのか？

5/23　帷子公民館

・定数と報酬にいついては、分かり易くまとめられてはいるが、基本的な姿勢が読み取れない。
・現在の議員定数は妥当な人数だと思う。
・可児市の場合、人口が著しく減っていないので議員定数を減らすのは反対である。
・議員数については、いろんな意見を吸い上げるにはある程度の議員数は必要である。

5/24　桜ケ丘公民館

・県内の市人口規模でみると定数は上位５番目であるが、報酬は上位７番目であり多くはない。しかし、個人的には議員定数は５名ほど削減すべきと考える。その削減した財源分は他の事業に分配するべきである。削減後の残りの議員報酬に一部を分配することもひとつの考えである。
・例えば下呂市議会議員 26 名であるので、一人の議員を住民一人あたりで約 193 円負担している。

可児市議会議員は定員 22 名であるので、1 人の議員を住民 1 人あたりで約 87 円の負担となっている。

・議員定数を単純に減らすというのは民主主義の根幹に関わると思うし、可児市では少ない方ではないのか。

・定数 22 では、旧兼山町エリアでは候補者を立てることが難しい。

・議員の数を、近隣の多治見、各務原、恵那、土岐など一覧で市民に示せばわかりやすい。

議員報酬について

5/17　総合会館

・議員報酬については、自治体の財政体力や規模に応じて考えるのが良いのではないか？

・生涯賃金で比較すべきではないか。

・可児市は、総務省が示している地方公共団体であり、定数は良いが、報酬は上げても良い。

・報酬は自分たちで決められないので、第三者機関で決めてもらうのが良い。

5/23　帷子公民館

・報酬が少ない⇒生活ができない⇒議員になる人がいない…と読み取れるが、議員は専業ではなく兼業でやるほうが市民感覚も得られて望ましい。

・21 年間議員報酬が据え置かれているという説明は、だから上げなければいけない…と読み解けるがそれはおかしい。生活できなければ、別の仕事を持てばいい。

・定数・報酬については、たいへん良くまとめられている。特に「効用価値説」を採用したことは良い。

・議員は常に仕事をしている印象をもつので、もっと報酬額を増やしてもよいのではないか。

・議員報酬は安いと考える。もっと上げたほうがいい。

・議員は色々な審議会の報酬もあり、会社を経営している人もいる。それを考えれば本来の議員報酬と合わせると高いのではないか。

・議員報酬は議員個人個人が何をするかによって、評価されるものである。40 万が高いか低いかを議論するのはナンセンスである。ましてや市の部・課長と比較するのもナンセンスである。仕事の内容・性格が違いすぎる。

・昇教授の意見にもあるように科学的根拠があるわけではないので、非常に難しい問題である。

・議員も素晴らしい功績が認められれば、特別報酬を出すような考えもある。

5/24　桜ケ丘公民館

・今回の議会報告は議員の報酬を上げたいように聞こえたが、年間の報酬は我々より上である。しかし、議員の地域の付き合いを考えると仕方が無いとも思える。

・議員定数・報酬については全国平均をみても妥当性はあると思う。しかし将来の財政状況によっては見直しも必要になるかもしれない。

・有権者が納得していれば、（姿勢に満足感）があれば、議員報酬も高くても問題ない。

・地方議員が抱える問題として、４０万円で年金なし、退職金なしでは、誰もやる人がいない。

・議員の活動量がわからないので報酬が妥当かわからない。
・可児市議会は、議会基本条例をつくって活発に活動している。活動量を市民に示し、プロ化をめざしているので報酬をあげてもよい。
・議員報酬が４０万円では安いのではないか。（６０万円ぐらいが妥当）
・議員報酬を固定給（３５万円）部分と歩合給部分（+、－５万円）の２段階にしてはどうか。